

# 学校法人湘南ふれあい学園連携同窓会会則

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、「学校法人湘南ふれあい学園連携同窓会」と称する。

(目的)

第2条 本会は、湘南ふれあい学園が設置する学校等（以下「学園各校」という。）の発展に寄与し、会員相互の交流・連携と共に、会員が生涯にわたり学術、技能の向上を図る環境を推進していくことを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、その目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 学園の発展に関する事
- (2) 学園各校の教育・研究活動等への支援に関する事
- (3) 学園各校の学生支援に関する事
- (4) 会員相互の連絡と親睦に関する事
- (5) 会員への情報発信、ホームページの充実に関する事
- (6) 会員の学術・技能の向上に関する事
- (7) 会員名簿の作成・同窓会費の管理に関する事
- (8) その他本会の目的達成に必要な事項

## 第2章 会員

(会員)

第4条 本会は、次の会員をもって組織する。

- (1) 正会員 学園各校の卒業者
- (2) 準会員 学園各校の在籍者
- (3) 賛助会員 本会に賛同し入会を希望した個人及び団体で、総会で承認された者
- (4) 特別会員 学園各校の現旧教職員

## 第3章 役員

(役員の種類)

第5条 本会には次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 4名

- (3) 幹事 15名以内
- (4) 会計 2名
- (5) 監査 2名

(役員を選出)

第6条 会長及び副会長は、本会の役員会で正会員の中から推薦し、総会で承認する。

- 2 幹事は、連携支援室担当者とする。
- 3 会計は、特別会員から選出する。
- 4 監査は、学校法人の監事が行う。

(役員任期)

第7条 役員任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 役員に欠員が生じたときには、会長がこれを補充する。ただし、補欠就任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第8条 本役員業務分掌を次のように定める。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長の事故あるときはその職務を代理、または代行する。
- (3) 幹事は、本会の事務、事業の企画立案を総括する。
- (4) 会計は、本会の会計を担当する。
- (5) 監査は、本会の事業及び会計を監査する。

## 第4章 会議

(会議)

第9条 本会に、総会及び役員会を置く。

(総会の招集と職務)

第10条 総会は、第4条第1項に定める正会員をもって構成し、毎年1回会長が招集する。ただし、会長は必要に応じ総会を臨時に招集することができる。

- 2 総会の職務は、次のとおりとする。
  - (1) 会務の報告
  - (2) 役員改選
  - (3) 前年度の事業報告と当該年度の事業計画の議定
  - (4) 前年度の収支決算及び当該年度の予算の議定
  - (5) 学園貢献者の顕彰

## (6) その他重要事項の議定

### (総会の定足数)

第11条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席をもって、会議を開き議決する。総会を欠席する正会員は、委任状をもって出席に代えることができる。なお、委任状の届出がない場合には、議長に一任したものとみなし、出席に代えることができる。

### (総会の議決)

第12条 総会の議事は、出席正会員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決議による。

### (総会の議事録)

第13条 総会の議長は、議事録を作成しなければならない。議事録には、議長及び出席した役員1名以上が署名捺印し、幹事が常にこれを保管しておかなければならない。

### (役員会の招集と職務)

第14条 役員会は、会長、副会長、幹事、会計で構成し、定められた日程に招集する。

2 役員会の職務は、次のとおりとする。

- (1) 前年度の事業報告と当該年度の事業計画の案の作成
- (2) 前年度の収支決算及び当該年度の予算の案の作成
- (3) 会則の改定案の作成
- (4) 総会において決議された事業、業務の遂行
- (5) その他重要と認められる事項の審議及び処理

### (役員会の定足数)

第15条 役員会は、構成する役員の過半数の出席をもって開催し、議決する。

### (役員会の議決)

第16条 役員会の議事は、出席役員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決議による。

### (役員会の議事録)

第17条 第13条を準用し、「総会」を「役員会」に読み替えるものとする。

## 第5章 連携同窓会支援室

### (連携同窓会支援室)

第 18 条 第 3 条の事業を達成するために、本会に連携同窓会支援室を置く。

2 連携同窓会支援室の職務内容に関し必要な事項は、連携同窓会支援室規程に定める。

## 第 6 章 会計

(資金)

第 19 条 本会の運営費は、第 20 条に定める会費及びその他の収入をもって充てる。

(会費)

第 20 条 本会の会費は、終身会費として 10,000 円とし、各校卒業時に徴収する。

2 一度納入された会費はいかなる理由があっても返却しない。

3 入学時に会費を徴収している準会員が、学園各校を退学した場合は、退学日が 2021 年 3 月末までに限り、前項の規定に関わらず、会費を返金する。

(会計年度)

第 21 条 会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(予算及び決算)

第 22 条 本会の予算及び決算は役員会において作成し、会計監査を経て総会に報告する。

(会計監査)

第 23 条 本会の会計監査は、第 10 条第 2 項 (4) に定める監査が毎年度決算後速やかに行い、その結果を役員会及び総会にて報告することとする。

## 第 7 章 雑則

(会員の氏名、住所等の変更)

第 24 条 会員は、氏名、住所等が変更したときは、連携同窓会支援室に通知しなければならない。

(会則の変更)

第 25 条 本会の会則を変更するには、役員会で決議を経て、総会において 2 分の 1 以上の議決を得なければならない。

第 26 条 この規程に定めるもののほか、本会に関し必要な事項は、別に定める。

附則 本会則は 2019 年 8 月 1 日より施行する。